

佐倉市市民協働の推進に関する条例施行規則の改正（案）について

1、趣旨

地域の活性化及び地域課題の解決に対応するために、佐倉市市民協働の推進に関する条例の改正を検討することに伴い、条例から本規則に委任された事項を改正する必要性が生じております。

2、改正内容

(1) 小学校区を基準としないことから、地域まちづくり協議会の区域の規定を削除します。

(2) 条例第10条第7号において規則に委任された認証要件の追加

ア 隣接する2以上の自治会で構成していることとします。

イ 1つの自治会が複数の地域まちづくり事業実施団体の構成員となることはできないこととします。

ウ 連携する自治会の活動地域は、震災発生時等に必要な支援が行える範囲とします。

(3) 地域まちづくり事業及び市民協働事業の支援の種類

不明確な「その他市長が認める事項」を削除し、「助成金の交付」と「専門家等の技術的な支援」だけとします。

(4) 用語の整理等

ア 「地域まちづくり協議会」の名称を「地域まちづくり事業実施団体」に変更したことに伴い、様式等を定めます。

イ 様式中にある支援の種類のうち「その他市長が認める事項」を削除します。

ウ 市民協働事業（行政提案型）は廃止することから、支援申請書様式を削除します。

本規則の改正規定は、条例の改正規定と同様に平成31年4月1日から施行します。ただし、改正後の第8条及び第9条の「地域まちづくり事業の認証の申請」に係る規定は、規則施行前においてもできることとします。

3、担当課

市民部 自治人権推進課 市民活動推進班

電話 043-484-6127